

小清水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

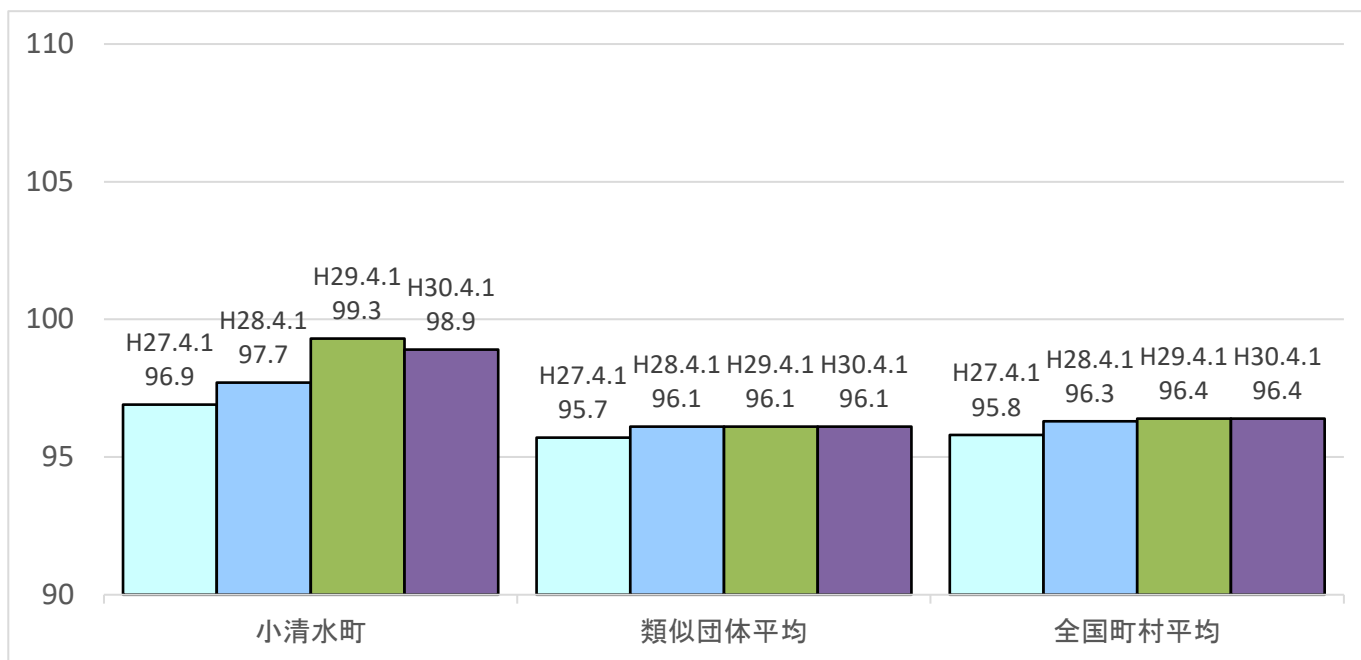
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	4,942	6,114,653	389,137	692,115	11.3	12.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)1人あたり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
29年度	81	228,846	34,366	102,941	366,153	4,520	5,631

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①給与改定に伴うもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[~~実施~~ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合にはその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② その他見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (30年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小清水町	40.3 歳	296,482 円	328,716 円	326,221 円
北海道	44.2 歳	326,697 円	392,780 円	369,693 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	41.3 歳	301,998 円	347,512 円	332,402 円

(注)1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区分	小清水町	北海道	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (30年4月1日現在)

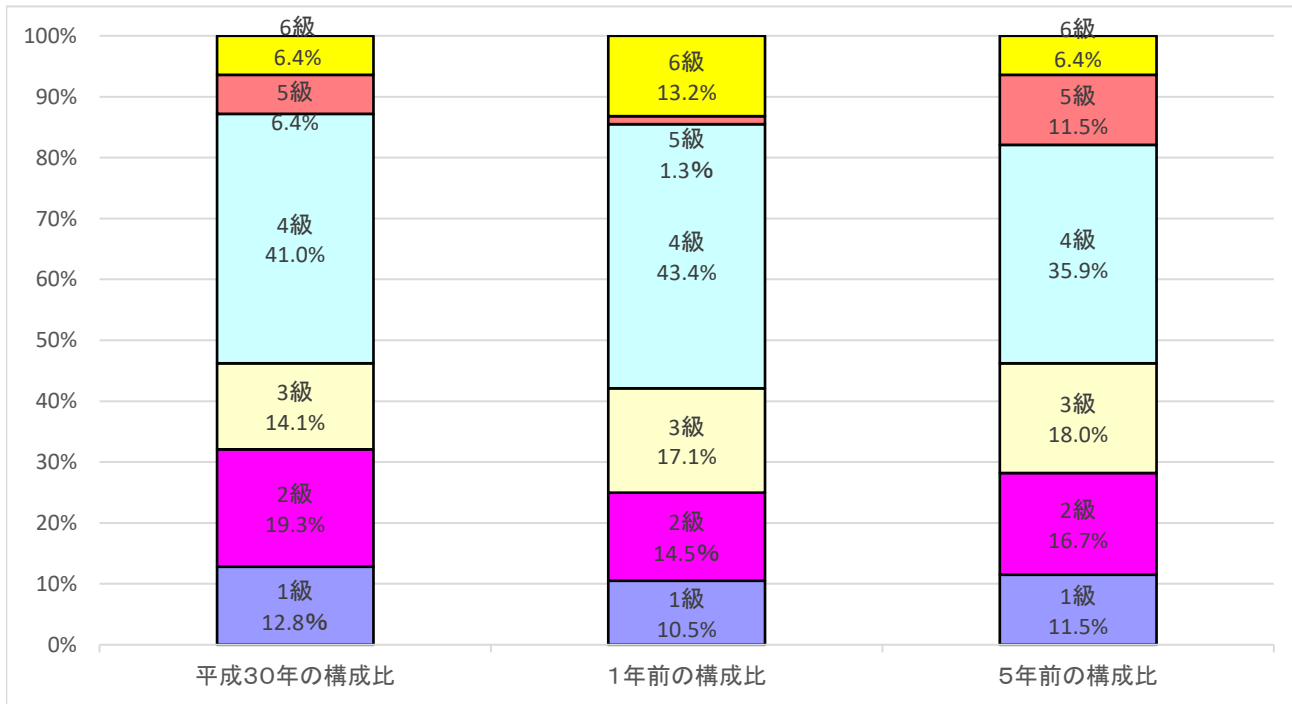
区分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	274,800 円	367,400 円	— 円
	高校卒	227,000 円	329,400 円	368,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、主事補、技師補	10	12.8%	142,600 円	247,100 円
2級	主事、技師	15	19.3%	192,700 円	303,800 円
3級	係長、主査、主任	11	14.1%	228,900 円	349,600 円
4級	課長補佐職、係長、主査	32	41.0%	262,000 円	380,600 円
5級	課長職、課長補佐職	5	6.4%	288,000 円	392,600 円
6級	課長職	5	6.4%	318,500 円	409,800 円

(注) 1 小清水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(小清水町)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇級区分		昇級可能な区分	昇級実績がある区分	昇級可能な区分	昇級実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		令和2年4月		令和2年4月	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小清水町	北海道	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,602 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) (役職加算 5~15%) (管理職加算10~25%)	(加算措置の状況) (役職加算 5~20%) (管理職加算10~25%)	(加算措置の状況) (役職加算 5~20%) (管理職加算10~25%)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (小清水町)

平成30年中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和2年4月		令和2年4月	

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

小清水町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.58688 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~45%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~45%)		
1人当たり平均支給額 15,678 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0	千円
支給職員1人当たり平均支給額(29年度決算)		0	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.0	%
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)
行旅死病人手当(死亡人)	福祉関係職員	行旅死亡人の火葬等	0 円
行旅死病人手当(病人)	福祉関係職員	行旅病人の救護等	0 円
			左記職員に対する支給単価
			1件当たり3,000円
			1件当たり1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	12,195 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	194 千円
支給実績(29年度決算)	11,775 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	184 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員も含む。

(5) その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円子10,000円 その他扶養親族6,500円	同じ		9,336 千円	212,182 円
住居手当	家賃月額12,000円を超えるものにつき支給 持ち家住宅6,500円	異なる	持ち家住宅6,500円支給	3,304 千円	84,718 円
通勤手当	月額2,000円～31,600円	同じ		74 千円	37,000 円
寒冷地手当	年額51,700円～131,900円	同じ		7,815 千円	95,305 円
管理職手当	課長等40,000円 課長補佐等30,000円	異なる	定額	6,316 千円	394,750 円
管理職員特別勤務手当	休日12,000円～8,000円 平日6,000円	同じ		148 千円	13,455 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区分		給料		月 額		等
給料	町 長	730,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	605,000	円	820,000 円 / 500,000 円		
報酬	議 長	280,000	円	400,000 円 / 222,000 円		
	副 議 長	230,000	円	314,000 円 / 178,000 円		
	議 員	190,000	円	290,000 円 / 148,000 円		
期末手当	町 長	(29年度支給割合)				
	副 町 長	4.40	月分			
退職手当	議 長	(29年度支給割合)				
	副 議 長	4.40	月分			
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額×5.126月×4年 給料月額×3.234月×4年	14,967,920円 7,826,280円	任期毎 任期毎		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

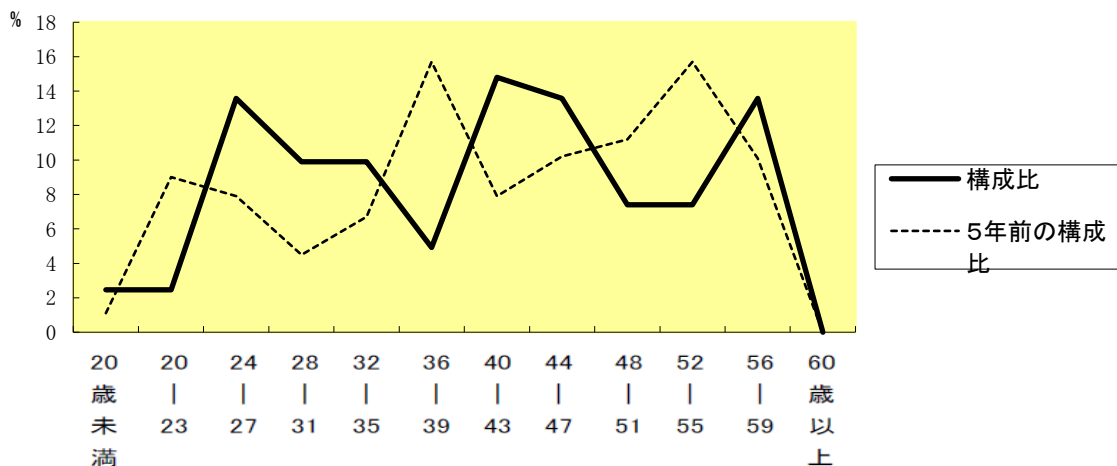
(30年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総務・企画	18	17	-1	
		税 務	6	6	0	
		民 生	14	13	-1	
		衛 生	6	7	1	
		農林水産	9	10	1	
		商 工	2	3	1	
		土 木	6	6	0	
	計	63	64	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.50 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.82 人)	
	教育部門	7	7	0		
小 計	70	71	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 143.67 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 155.33 人)		
公営 企 業 計 等 部 門	水 道	1	1	0		
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	11	11	0		
合 計		81 [95]	82 [95]	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.92 人	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	2人	11人	8人	8人	4人	12人	11人	6人	6人	11人	0人	81人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政職		61	63	61	59	63	63	2人(3.3%)
教育		11	7	8	8	7	7	△4人(△36.4%)
消防		0	0	0	0	0	0	0人(0%)
普通会計		72	70	69	67	70	70	△2人(△2.8%)
公営企業等会計		17	16	11	11	11	11	△6人(△35.3%)
総合計		89	86	80	78	81	81	△8人(△9.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数